

戸塚区連合町内会自治会連絡会11月定例会

議題説明書

戸塚区地域振興課

議題名：第29期青少年指導員候補者の推薦について

【内容】

現在活動されている第28期青少年指導員の任期が令和6年3月末をもって終了となります。これに伴い、第29期(令和6・7年度)の青少年指導員を新たに委嘱するため、候補者の推薦を各自治会町内会にお願いするものです。

任期：令和6年4月1日から令和8年3月31日までの2年間

推薦人員：原則として各自治会町内会から1名
ただし、地域の実情に応じて柔軟に対応できるものとします。

推薦基準：原則として市内在住であり、令和6年4月1日現在、18歳以上70歳未満の方
ただし、再任の場合は、原則として75歳未満の方
その他、「横浜市青少年指導員委嘱要領」に基づき、適任者をご推薦いただくようお願いします。

【例年あげている議題か？】

2年に1度お願いしているものです。(前は令和3年11月区連会でお願しました。)

【何をすればいいのか？】【いつから(いつまでに)すればいいのか？】

各自治会町内会ごとに青少年指導員候補者をご推薦いただくようお願いします。
なお、依頼文やその他関係書類は12月までに各自治会町内会長あてに送付します。

提出書類：第29期(令和6・7年度)青少年指導員候補者推薦書(様式1)

提出期限：令和6年2月8日(木)

【その他、注意することなど】

提出期限を超過すると、委嘱日が翌月(5月1日)になる可能性がありますので、提出が遅れる場合には担当までお早めにご相談ください。

また、個人情報保護の観点から、FAXや電子メールでの提出はご遠慮いただき、郵送または地域振興課へ直接のご提出をお願いします。

問合せ先

担当部署 戸塚区地域振興課

担当者名 山本、青木

TEL 866-8415 FAX 864-1933

戸地振第 786 号
令和 5 年 11 月 17 日

各自治会町内会長

戸塚区長 國本 直哉

第 29 期青少年指導員候補者の推薦について（依頼）

日ごろから、青少年の健全育成のために特段の御尽力賜り厚くお礼申し上げます。

さて、各地域で御活動されております第 28 期青少年指導員の任期が、令和 6 年 3 月 31 日をもって満了となります。

つきましては、新たな第 29 期青少年指導員（任期：令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで）候補者を、次のとおり推薦していただきますようお願い申し上げます。

1 提出書類

第 29 期（令和 6・7 年度）青少年指導員候補者推薦書
（「第 29 期横浜市青少年指導員委嘱手引き」様式 1）

2 提出期限

令和 6 年 2 月 8 日（木）

3 提出先

戸塚区地域振興課

4 送付書類

- (1) 横浜市青少年指導員要綱
- (2) 横浜市青少年指導員委嘱要領
- (3) 第 29 期横浜市青少年指導員委嘱手引き

※1 候補者の推薦は、「横浜市青少年指導員委嘱要領」及び「第 29 期横浜市青少年指導員委嘱手引き」に基づき実施をお願いします。

※2 推薦に当たっては、被推薦者へ説明を行い、本人の同意を得たうえで、同封の第 29 期（令和 6・7 年度）横浜市青少年指導員候補者推薦書を提出してください。

※3 自治会町内会等からの推薦のほか、地域の実情に応じて、連合町内会ごとの推薦も可能です。

担当：戸塚区地域振興課 山本、青木
電話：045（866）8415

横浜市青少年指導員要綱

(目的)

第1条 全市的に青少年指導員(以下「指導員」という。)を置き、地域社会における青少年の自主的活動とその育成組織活動を推進することにより、青少年の健全育成を図ることを目的とする。

(任務)

第2条 指導員は、地域における次に掲げる事項を主たる任務とし、これを推進する。

- (1) 青少年の指導と団体の育成
- (2) 青少年の育成にかかわる地域活動の推進
- (3) 地域環境の整備と施設への協力活動
- (4) 青少年に関する相談と愛護活動
- (5) 勤労青少年の指導育成と福祉の増進

(任期)

第3条 指導員の任期は2年とする。ただし、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

(推薦)

第4条 区長は、青少年の指導に理解と情熱をもち、育成活動のできる者を市長に推薦するものとする。

- 2 区長は、委嘱された指導員に変更が生じた場合は、その都度市長に報告し、新たに適任者を推薦するものとする。

(委嘱)

第5条 市長は、前条の規定により区長が推薦した者の中から指導員として委嘱し、同時に知事に対し、神奈川県青少年指導員として推薦する。

(区協議会と地区協議会)

第6条 指導員活動の効果的推進と指導員相互の連絡調整をはかるため、区に協議会(以下「区協議会」という。)を置き、適宜協議会を開催するものとする。なお、区協議会の円滑なる運営をはかるため、部会若しくは地区協議会を置くことができる。

- 2 区協議会の事務局を、区総務部地域振興課に置く。ただし、青葉区については、青葉区福祉保健センターこども家庭支援課に置く。

(指導計画の作成)

第7条 区協議会は、第2条の規定に基づき、年間計画を作成しなければならない。

(活動経費)

第8条 市長は、区協議会の活動に対し、予算の範囲内で経費を支出するものとする。

(市協議会)

第9条 各区協議会の効果的な活動の推進と、相互の連絡調整を図るため、市に協議会(以下「市協議会」という。)を置き、適宜協議会を開催するものとする。

- 2 市協議会は、区協議会の代表者をもって組織し、事務局をこども青少年局青少年部青少年育成課に置く。

(その他)

第10条 その他必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年11月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

横浜市青少年指導員委嘱要領

1 目的

この要領は、市長が横浜市青少年指導員要綱第5条の規定に基づき委嘱する青少年指導員（以下「指導員」という。）の委嘱等について必要な事項を定める。

2 推薦人員及び指導員の推薦方法

- (1) 各区における指導員の定数は、自治会・町内会の数、世帯数等を勘案して、区長が地区連合町内会等と協議のうえ、地区連合町内会ごとに定めることとする。ただし、地域の実情に応じて柔軟に対応するものとする。
- (2) 区長は、連合町内会及びその他区長が選出団体として必要と認める地域の団体に候補者の選出を依頼する。
- (3) 区長は、選出された候補者を市長に推薦し、市長が委嘱する。
- (4) 指導員の推薦に係る様式その他必要な事項は別に定める。

3 指導員の推薦基準

候補者の選出及び推薦に当たっては、次の要件に該当する者の中から、適任者を選考するものとする。

なお、若い世代や女性の登用に努めるよう留意する。

- (1) 青少年に対する理解と青少年の健全育成に関する情熱を有する者であること。
- (2) 青少年にとってよりよい地域環境をつくりあげるために、地域の青少年関係指導者や関係機関・団体と連携して、率先して活動ができる者であること。
- (3) 原則として市内在住者であること。
- (4) 年齢は、改選期日現在において原則として18歳以上70歳未満、再任の場合は、原則として18歳以上75歳未満であること。ただし、青少年指導員の活動に支障なく参加できる場合は、この限りではない。

4 指導員の委嘱

- (1) 市長による指導員の委嘱は、委嘱状を交付して行う。
- (2) 指導員の委嘱に係る様式その他必要な事項は別に定める。

5 任期

指導員の任期は、隔年の4月1日から翌々年の3月31日までの2年間とする。ただし、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。また、当該2年間の途中で委嘱した場合の任期は、委嘱の日から当該2年間の終期までとする。

6 指導員の解嘱

- (1) 市長は、任期中において、次の各項に該当するときには、指導員の委嘱を解くことができる。
 - ア 区長から交替又は解任の申出があった場合
 - イ 指導員としてふさわしくない非行等があった場合
- (2) 指導員の解嘱に係る様式その他必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成27年10月23日から施行する。

(施行期日)

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年7月13日から施行する。

第29期横浜市青少年指導員委嘱手引き

令和6年4月1日から令和8年3月31日までを任期とする第29期横浜市青少年指導員（以下「指導員」という。）の委嘱等に関して必要な手続き、様式等は次のとおりとします。

1 指導員の推薦方法

(1) 選出団体による推薦

選出団体が、指導員候補者を推薦しようとするときは、第29期（令和6・7年度）横浜市青少年指導員候補者推薦書（様式1）を区長に提出します。

また、選出団体が、任期途中に指導員を交替しようとするときは、第29期（令和6・7年度）青少年指導員候補者推薦書（交替）（様式2）を区長に提出します。

※様式1・2については、性別及び生年月日欄を廃止しています。

(2) 区長による推薦

区長が、市長に指導員を推薦するときの様式は、横浜市青少年指導員推薦書（様式4）とします。

2 指導員の委嘱に伴う交付物

指導員の委嘱にあたり、市長は、次のものを交付します。

- (1) 委嘱状
- (2) 指導員証
- (3) 指導員バッジ
- (4) 指導員手帳

3 指導員の解嘱

(1) 選出団体による解任

選出団体が任期途中に指導員を解任しようとするときは、第29期（令和6・7年度）青少年指導員解任申出書（様式3）を区長に提出します。

(2) 区長による解任

区長は、横浜市青少年指導員交替・解任申出書（様式5）を市長に提出します。

(3) 指導員としてふさわしくない非行等があった場合

市長は、指導員あてに解嘱を通知します。

4 届出事項の変更

横浜市青少年指導員推薦書（様式4）に記載されている事項（氏名、住所、電話番号）に変更が生じたとき、区長は、横浜市青少年指導員届出事項変更報告書（様式6）により、変更事項を市長に報告します。

なお、氏名の変更がある場合は、指導員証を再発行します。

やりがいを感じる青少年のサポート役 子どもたちと一緒に輝く 「青少年指導員」

～あなたもはじめませんか？～

青少年指導員とは？

次世代を担う青少年が地域で心豊かに成長できるよう、市長と県知事から委嘱を受けて活動しています。

任期は2年で、対象年齢は18歳から70歳まで(再任は75歳まで)の方です。市内で約2,500名の方が活動を行っています。

(令和5年4月現在)



どんな活動をしているの？

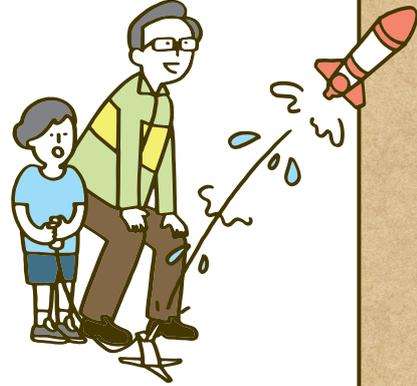
青少年を「支える／育てる」

地域のニーズを踏まえて、子どもたちの交流・体験活動の場の提供、青少年が企画するイベントへの支援など、青少年の成長に繋がる

機会をつくります。

【活動例】

- ・紙ヒコーキ大会
- ・ウォークラリー
- ・ペットボトルロケット大会
- ・ふれあいキャンプなど



青少年を「守る」

地域で子どもの見守り活動や声かけを行い、青少年を非行から守るとともに安心して暮らすことができる街づくりを行っています。

【活動例】

- ・全市一斉統一
行動パトロール
- ・あいさつ運動など



青少年指導員として活動 いただいているみなさんの声

子どもは社会の宝、子どもたちの笑顔を見られる地域にしたいですね。

イベントなどで身体を動かすため、自分の健康づくりにもつながっています。

仕事との両立が大変な時期もありましたが、職場とは違った人たちとの一期一会がありました。



青少年指導員の活動によって、地域の結びつきも強くなったように感じます。

～自治会・町内会長の皆様へ～ 推薦についてお願い
各地域で活動する青少年指導員をご推薦ください。
定数は区と地域の話し合いで、連合町内会ごとに柔軟に
決めていただいております。

横浜市子ども青少年局青少年育成課
〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10
☎045-671-2324 ㊟045-663-1926

